

APIR Discussion Paper Series No.25

2012/3

給与所得課税のシミュレーション分析

鈴木 善充

近畿大学世界経済研究所 専任講師

本稿の内容は全て執筆者の責任により執筆されたものであり、一般財団法人アジア太平洋研究所の公式見解を示すものではない。

給与所得課税のシミュレーション分析¹

鈴木善充²

近畿大学世界経済研究所 専任講師

【要旨】

本稿では、2011年度と2012年度の所得税改正を整理し、2011年度税制改正大綱に含まれていた給与所得控除改正が一部に限界実効税率に対していびつな構造をもっていることを指摘した。つぎに、政府が2012年度改正で想定していた改革案を、復興増税を含んだ形でシミュレーション分析によって評価した。政府の改革案は震災復興財源確保と所得格差是正を目的としている。対案として独自試算を想定して政府案と同様のシミュレーション分析をおこなった。独自試算は、給与所得控除を定額（65万円）プラス定率控除（10%）としたうえで、上限を245万円に設定して、最高税率を引き上げることなく課税所得区分の見直しをする案である。シミュレーションの結果から政府改革案よりも独自試算は高い税収と格差是正効果を得ると結果がえられた。

JEL Classification: H20, H24

Keywords: 税制改正, 所得税, 給与所得控除, 所得再分配, 復興財源

1. はじめに

菅政権からはじまった「社会保障と税の一体改革」は、政権をついだ野田首相のもとで混迷している。野田政権は菅政権時におきた東日本大震災への対応も引き継いでいる。社会保障と税の一体改革では、与党内での議論が消費税の増税の是非に集中しているところがあり、あまり目が届かないところであるが、所得税改革にも熱心である。もともとは、マニフェストにかかれた「控除から手当へ」をスローガンに所得税改革が表にでてきたこ

¹ 本稿は、一般財団法人アジア太平洋研究所の研究プロジェクトである「税財政改革に向けた研究会」での研究報告の一部に加筆と修正をおこなったものである。研究会においては、橋本恭之教授（関西大学）、日高政浩教授（大阪学院大学）、上村敏之教授（関西学院大学）、入江啓彰助教（近畿大学）、村上一真副主任研究員（アジア太平洋研究所）、山本周吾研究員（アジア太平洋研究所）、岡野光洋研究員（アジア太平洋研究所）より多くの助言とコメントを頂いた。記して感謝したい。

² 連絡先：ysuzuki9599@hotmail.co.jp

とがあった。

民主党政権がやろうとしている所得税改革は、所得税が持つ所得再分配機能の強化とそれにもなう財源調達機能の復活である。再分配機能を強化させるために、最高税率の引き上げが模索された。一連の改革案の中では、20 数年間改正されなかった給与所得控除制度が改正の対象となっている。給与所得控除の改正は、一般従業員と法人役員等（以下では、役員と記す）によって異なる控除額になるという抜本的な改革がなされようとしている。

民主党が取り組んでいるのは「社会保障と税の一体改革」だけではない。2011 年 3 月に発生した東日本大震災への対応である。震災復興への財源確保の一環として、所得税の増税がなされることになった。

民主党政権は大きな改革や震災復興への対応をしなければならないが、政権運営の状況はよくない。2011 年度税制改正大綱は一部に法改正にいたらなかった。新しい政府税制調査会は政権直属であるが、調査会でまとめた改正案の一部が 2012 年度税制改正大綱に盛り込まれなかった。これら 2 つにはいずれも所得税改正が含まれている。

本稿では、第 1 に、2 年にわたる所得税改正、とりわけ給与所得課税についてどのような議論がなされてきたのかについて整理する。その中で給与所得控除の改正が限界実効税率の観点からいびつな構造をもつ改革であることを指摘する。第 2 に、政府が想定していた改革案を、復興増税を含んだ形でシミュレーション分析によって評価する。追加として本稿の独自試算を提示し、政府案と同様のシミュレーション分析をおこなう。評価の対象としては、所得再分配機能と財源調達機能である。

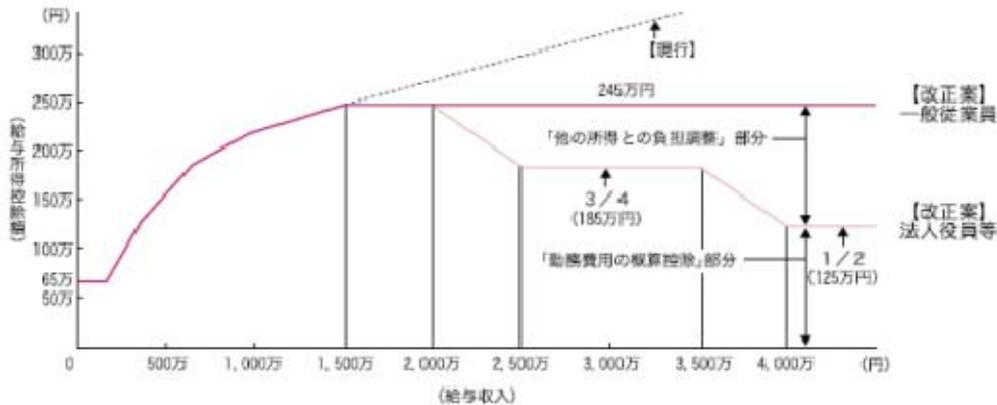
2. 所得税改正について

2011 年 12 月に公表された税制改正大綱での給与所得控除の改正案は、2010 年 12 月に公表された『平成 23 年度税制改正大綱』において示された、給与所得控除の見直し案の一部を再度提案したものだ。図 1 は、その改正案の概要をまとめたものである。図に示したように、改正のポイントは、給与収入が 1,500 万円を超える場合には給与所得控除の上限(245 万円)を設定すること、給与所得者を一般従業員と役員に区分し、役員については、給与収入 4000 万円超から上限を 125 万円と一般従業員の半分の水準に設定することである。一般従業員と法人役員等の上限額に差を設ける根拠につかわれているのが、給与所得控除の性格を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の 2 つに区分する考え方である。

■給与所得控除の見直し（案）

- ① 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限（245万円）を設定します。
- ② 法人役員等については、以下の見直しを行います。
 - ・ 給与収入4,000万円超は、2分の1の額（125万円）を上限とします。
 - ・ 給与収入2,000万円を超え4,000万円までの間は、控除額の上限を4分の3とする部分を含め調整的に徐々に控除額を縮減します。

※ 所得税は平成24年分から、住民税は平成25年度分から適用します。



出所：財務省『平成23年度税制改正（案）』のポイントより抜粋

図1 2011年度給与所得控除改正の概要

給与所得控除の性格については、1956年（昭和31年）12月の政府税制調査会の答申にまでさかのぼると、イ）経費の概算控除、ロ）資産所得や事業所得との比較での担税力の低さへの調整、ハ）正確に捕捉されやすいことへの調整、ニ）源泉徴収に伴う早期納税の金利分という4つに分類されていた。1983年（昭和58年）11月の中期答申では、給与所得控除の性格として「勤務に伴う費用の概算控除及び給与所得と他の所得との負担の調整」が強調されている。このような曖昧さゆえに、サラリーマンについて税制上必要経費が認められないのは不当であるとした有名な大島訴訟がおこされたのである。

大島訴訟に対する判決として、1985年（昭和60年）3月27日の最高裁判決では、「給与所得控除には必要経費の概算控除の趣旨が含まれている」とし、「給与所得控除は、勤務に伴って支出する費用を概算的に控除することのほか、給与所得と他の所得との負担調整を図ることを主眼として設けられているものとして理解することが妥当」とされた。

このような大島訴訟での判決を受けて、政府税調の「給与所得控除等に関する専門小委員会報告」（1986年3月11日）では、「現行の概算的な給与所得控除を、給与所得者の「勤務費用に係わる概算控除」と「他の所得との負担調整に配慮して設けられる特別の控除」とに分解したうえで、「給与所得者の「勤務費用に係わる概算控除」について、選択に

より実額控除を認める」ものとした。この報告書での実額控除の選択制の考え方は、現行の給与所得控除に関して特定支出控除との選択制が採られることにつながったのである。ただし、報告では、給与所得控除のうちの「勤務費用に係わる概算控除」の部分についてのみ実額控除との選択を認める方針であったのが、給与所得控除全額との選択にすり替わったことになる。これは、事実上、給与所得控除の性質を「勤務費用に係わる概算控除」と認定したことになる。

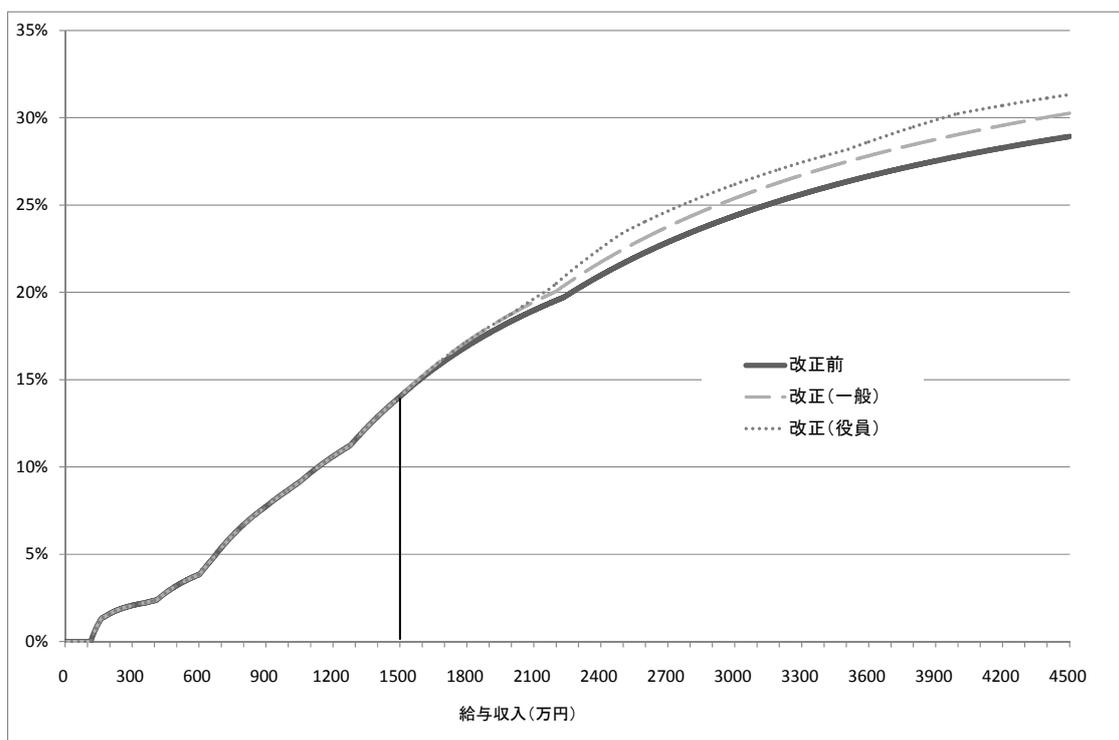
『平成 23 年度税制改正大綱』で打ち出された給与所得控除の改正案は、1985 年の最高裁判決当時における給与所得控除の性格について、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の 2 つに区分するという考え方に回帰したものといえる。この 2011 年度に予定されていた給与所得控除の改正は、民主党政権の迷走のなかで実施が見送られたのだが、『平成 24 年度の税制改正大綱』においては、給与収入 1,500 万円超に上限（245 万円）を設定するという部分のみが盛り込まれることとなった。役員に関する給与所得控除を一般従業員と区別するという部分は、「なお、役員給与等に係る給与所得控除については、税率構造を含む改革の方向性を踏まえ、引き続き検討していきます。」とされた。ただし、『平成 24 年度の税制改正大綱』でも、給与所得控除を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」の 2 つに区分するという考え方は、踏襲されている。それは、これまで給与所得控除の全額と引き替えに認められてきた、実額の経費控除である特定支出控除に関する改正において明記されている。大綱では、「特定支出控除の適用判定の基準となる控除額については、給与所得控除の二つの性格について、各々 2 分の 1 であるとして、「勤務費用の概算控除」部分、すなわち給与所得控除額の 2 分の 1 の額とし、給与所得者の実額控除の機会を拡大します」となっている。

2011 年度大綱のような給与所得控除の改正は、控除額に上限が設定されることや、同じ給与収入であっても控除額に差を設けるということがなされている。このような改正は「陰の累進税率表」と呼ばれていた給与所得控除の累進構造に影響をおよぼし、結果として、税負担における限界実効税率にいびつな構造をもたらすことになる。

2.1 2011 年度の給与所得控除制度改正案の影響

2011 年度改正案は、図 1 のようにまとめられる。大きな改正としては、給与収入 1,500 万円を境にして一般従業員と役員によって給与所得控除に差を設けた

ことである。まず、給与所得控除改正のみの影響をみるために、単身者を想定として給与収入別の税負担を制度別にみてみよう。税負担を計算するにあたっては、単身者を想定しているために、課税所得は給与収入から給与所得控除、社会保険料控除、基礎控除（38万円）を引いた額である³。



出所：筆者計算

図 2 改正による平均税率への影響

図 2は給与収入別の平均税率を改正前、改正後の一般従業員、改正後の役員に適用される制度別に描いたものである。なお、平均税率とは税負担額を給与収入額で割った値である。図 2によると、給与収入 1,500 万円までは改正の影響を受けないので、グラフは 3 本が重なっているが、ここを境に 3 本が分かれることがわかる。図より、改正が控除額減額の方であるために、給与収入 1,500 万円以上にとっては増税となり、平均税率が高くなることがわかる。特に給与収入 4,000 万円以上の役員にいたっては、給与所得控除額が 125 万円に上限が設

³ 社会保険料控除については、財務省が給与所得者の所得税負担額を計算する際に用いる速算表を利用した。具体的には、給与収入 900 万円以下は給与収入×10%、1,500 万円以下は給与収入×4% + 54 万円、1,500 万円超は 114 万円とした。なお、これは保険料総報酬制が導入された 2002 年以降の制度である。

定され、また直面する限界税率が高いために増税幅は大きくなる。給与所得控除改正の影響を受ける給与収入 1,500 万円以上から 1,500 万円、2,000 万円、3,000 万円、4,500 万円を取り出して、税負担への影響をみたものが表 1 である。

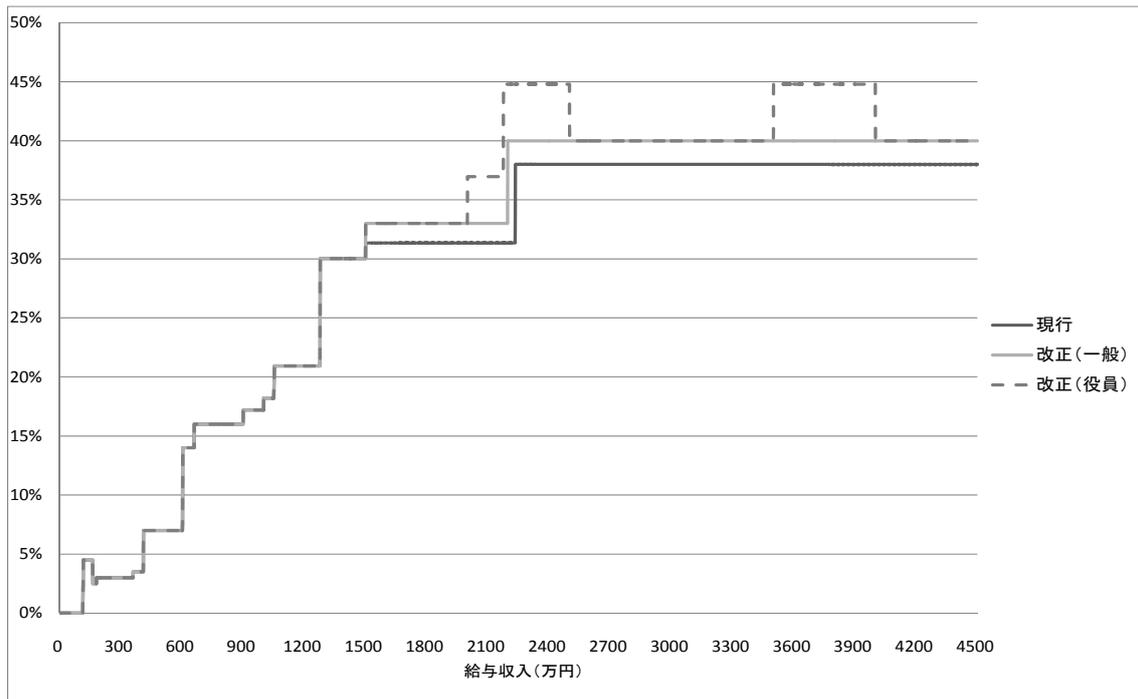
表 1 によると、給与収入 1,500 万円は改正前後において給与所得控除額が 245 万円になることから改正によって増税の影響をうけない。給与収入 2,000 万円は一般と役員ともに給与所得控除額が新たに設定された上限額 245 万円が適用される。これは改正前と比較して給与所得控除 25 万円の減額である。これは課税所得の増加となり、8.3 万円の増税が発生する。給与収入 3,000 万円は、一般は控除額が 245 万円上限となるが、役員は 245 万円からさらに引き下げられて 185 万円となる。このことから役員の増税額は、一般の増税額 30 万円よりも多い、54 万円となる。給与収入 4,500 万円の役員はさらに控除額が引き下げられ、125 万円となる。これにより、一般と役員では増税額の幅はさらに広がり、一般は 60 万円の増税であるのに対し、役員は 108 万円となる。

表 1 収入別の改正の影響（単位：万円）

給与収入	改正前	改正（一般）		改正（役員）	
	税負担額	税負担額	増税額	税負担額	増税額
1500	210.4	210.4	0.0	210.4	0.0
2000	367.1	375.4	8.3	375.4	8.3
3000	731.6	761.6	30.0	785.6	54.0
4500	1301.6	1361.6	60.0	1409.6	108.0

出所：筆者計算

今回の改正案は給与収入 1,500 万円から 4,000 万円にかけて給与収入額に上限が設定される、徐々に減額される、再度上限が設定されるといったグラフ化すれば、部分的にキック（異常点）がおきる制度設計がなされている。このような制度改正は経済学的な観点からすると、限界的な経済行動に影響を及ぼす可能性がある。すなわち、次なる給与収入の 1 万円の増加による増税（減税）額がこれまでの給与収入の 1 万円の増加（減少）と異なるからだ。限界実効税率とは、このような限界的な収入の増加によってどれだけの増税が発生するかを求めたものである。



出所：筆者計算

図 3 限界実効税率の変化

図 3は単身者を想定して給与収入を 0 から 4,500 万円までの税負担額を計算し、給与収入が 1 万円増加したときの限界実効税率を計算した結果である。計算方法としては、給与収入 1,500 万円の限界実効税率は 1,501 万円と 1,500 万円の税負担額の差になる。図 3によると、グラフの形状が階段状になっていることがわかる。階段状になる要因としては、給与所得控除と累進税率表の影響の 2 つがある。

現行制度では、一部でグラフの形状が上下しているところがある。これは、給与所得控除の最低控除額 65 万円が適用される最後の収入である 163 万円から 1 万円ずつ上昇して、165 万円にかけて税負担額が 2.14 万円、2.175 万円、2.2 万円となる場所である。この 2 万円の給与収入の増加にかけて限界実効税率が 3.5%、2.5%と上下する。この点を除くと、現行制度では給与収入が上昇するにしたがって、限界実効税率は横ばいか上昇するだけである。これは累進税率表の影響のみをうけているからである。

2011 年度税制改正大綱では、給与収入 1,500 万円超の人たちに給与所得控除に上限が設定される、あるいは、段階的に減少させるという改正が書き込まれ

ている。これは図 3からわかるように、給与収入が上昇していく段階で現行制度よりも限界実効税率が上がってしまうということがおきる。役員にいたっては、役員報酬の違いで限界実効税率が上昇と下落がおきる。

図 3におけるグラフのキックしている給与収入における具体的な数値を表 2にまとめておいた。改正後の役員では、収入が 2,500 万円では限界実効税率は 44.8%であるが、2,501 万円になるとこの値は 40.0%に下落する。同様のことが 3,500 万円と 4,000 万円の役員で起きている。

表 2 改正による限界実効税率の変化（単位：万円）

給与収入	実効限界税率		
	改正前	改正（一般）	改正（役員）
1500	30.0%	30.0%	30.0%
1501	31.3%	33.0%	33.0%
2000	31.4%	33.0%	33.0%
2001	31.3%	33.0%	37.0%
2500	38.0%	40.0%	44.8%
2501	38.0%	40.0%	40.0%
3500	38.0%	40.0%	40.0%
3501	38.0%	40.0%	44.8%
4000	38.0%	40.0%	44.8%
4001	38.0%	40.0%	40.0%

出所：筆者計算

2.2 2012 年度税制改正大綱と復興税

表 3 政府税調による最高税率見直しの具体案

	税率	課税所得 (給与収入)	考 え 方	増収見込額	影響人員数 (納税者比)
案①	45%	1800 万円超 (2336 万円超)	現行の最高税率ブラケットについて、5%引上げ。(40% ブラケットはなくなる。)	1900 億円程度	29 万人程度 (0.6%)
案②		2500 万円超 (3036 万円超)	給与収入 3000 万円程度から 5%引上げ。	1200 億円程度	17 万人程度 (0.3%)
案③		2700 万円超 (3236 万円超)	税率 33%のブラケット幅 (900~1800 万円) と 40%の幅 (1800~2700 万円) が等しくなるように設定。	1100 億円程度	14 万人程度 (0.3%)
案④		3000 万円超 (3536 万円超)	課税所得 3000 万円超は、平成 11 年に引き下げる前の最 高税率ブラケット。	900 億円程度	11 万人程度 (0.2%)

(注 1) 給与収入は夫婦 2 人 (子のうち 1 人が一般扶養、1 人が特定扶養と仮定) を前提。

(注 2) 増収見込額、影響人員数については、平成 23 年度予算ベース (給与所得控除の上限設定を加味)。なお、増収見込額については所得税のみの数値。

(注 3) 平成 11 年に引き下げる前の最高税率は、課税所得 3000 万円超で 50% (住民税 15%を合わせると 65%)。

出所：社会保障・税一体改革作業チーム『論点整理 (国税)』平成 23 年度 第 28 回 税制調査会 (12 月 21 日) 資料一覽引用

2011年度、2012年度の税制改正大綱に盛り込めなかった最高税率の引き上げは、社会保障・税一体改革の一環として提案されている。表3は、政府税制調査会による最高税率見直しの具体案を示したものだ。最高税率については、現行の40%から45%へ引き上げ、最高税率が適用される課税所得は1,800万円超から3,000万円超までの間で4案が検討された。

この最高税率の引き上げ案は、最終的には2012年2月17日に閣議決定された『社会保障・税一体改革大綱について』では、「現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得5,000万円超について45%の税率を設ける」とされることとなった⁴。最高税率が適用される課税所得が当初の4案よりも大幅に引き上げられたことで、最高税率の引き上げは格差是正へのパフォーマンスに矮小化されてしまった。

このように給与所得控除の改正と最高税率の引き上げが、高所得層の一部のみを対象とするものになってしまった原因のひとつは、東日本大震災の復興財源として、所得税の付加税が採用されたことも挙げられよう。2011年11月24日に衆議院を通過した「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案に対する修正案」によると、所得税は2013年1月から25年間、納税額の2.1%分を付加税とすることとなった⁵。社会保障・税の一体改革では、消費税率の引き上げも予定されており、中間所得層への増税のイメージを復興増税だけにとどめることで、国民への反発を避けたいという配慮が働いたものと言えるだろう。しかし、25年間もの長期にわたる付加税を選択するならば、給与所得控除の抜本的な見直しと所得税率表の見直しをおこなう選択肢もあったはずだ。そこで、以下では、所得税改正の独自シミュレーションを試みることにした。

3. 給与所得課税の改革

3.1 給与所得控除の改正

藤田(1992)によると、日本の給与所得控除制度の始まりは1913年にさかのぼる。制度としては、勤労所得控除として控除率が10%であった。これに対し、シャウプ勧告は批判

4 この改正案は、2015年分の所得税からの適用を予定している。

5 修正前の案では、「所得税額に対して4%の時限的な付加税を創設する。付加税は、平成25年1月から平成34年12月までの措置とする。」とされていた。

的であった⁶。しかし、給与所得控除は拡充へと向かっていった。今般の税制改正大綱で示されている控除額の頭打ちは、1947年に導入されている。当時の改正では、控除額は給与収入の25%になり、最高控除額が6,000円となった。この後、さまざまな改正が行われたが、1974年には、50万円の最低控除額が設定され、控除額の大幅な引き上げと上限額が撤廃されることになった。その後、大きな改正は第2節でふれた1983年の大島訴訟とその判決をうけて1987年に特定支出の実額控除選択制が導入された⁷。

藤田（1992）は、給与所得控除は、概算経費という性格と勤労所得による税負担を資産所得よりも優遇すべきであるという性格から問題があるとしている。問題点としては、「概算控除としてみた場合、給与所得控除の給与収入に対する比率が給与収入額によって違いすぎるし、また構造が複雑すぎる。いっそうフラット化する方向で制度の簡素化をはかるべきであろう。」としている⁸。当面の対策として、3つ提言しているが、その中の1つとして、給与所得控除を定額控除と定率控除の組み合わせにすることを提言している⁹。

林（2002）は、基礎控除と配偶者控除の増額をセットにして、給与所得控除を給与収入×10%、基礎控除と配偶者控除を100万円、扶養控除を50万円にすることを提言している。

給与所得控除の水準が給与所得者の実際の経費よりも高いのではないかという議論がある。実際にデータを利用して勤労所得者の必要経費を推計しているのが、林（1996）、橋本・呉（2008）である¹⁰。林（1996）は、家計調査による経費の推計では、給与収入に対する経費の割合は7～8%程度に対して給与所得控除は25～30%、給与所得控除を概算で決定する際の比率は10%程度が妥当だとしている。橋本・呉（2008）では、勤労所得者の経費率は、特定支出控除として認められている範囲よりも広い概念でデータを抽出しても、約6～9%程度であるとし、定額控除と定率控除の組み合わせを提言している¹¹。このように給与所得控除の改革案の1つとして、定額控除と定率控除の組み合わせは考慮に値するものだ。

⁶ 藤田（1992）によると、「控除を勤労所得の最初の20万円までに対する10%に引き下げることを勧告した。」とある。以降の制度改正についても藤田（1992）を参照。

⁷ 藤田（1992）ほか、給与所得控除の変遷と当時の議論の整理としては谷川（2002）が詳しい。

⁸ 藤田（1992）、p.110、11行目から引用。

⁹ 具体的な例として、最低控除額50万円に50万円超過収入に15%を乗じた金額をあげている。

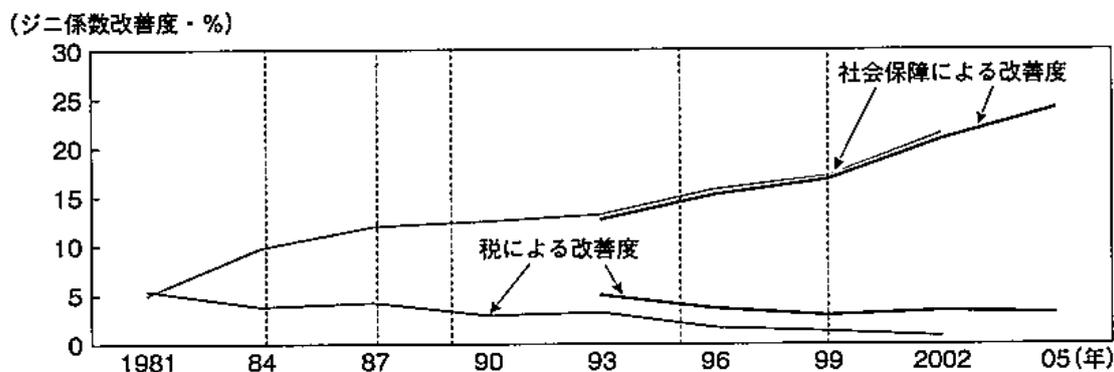
¹⁰ 林（1996）と橋本・呉（2008）はいずれも『家計調査年報』の勤労者世帯のデータを用いている。

¹¹ 橋本・呉（2008）は自らの改革案は、実額経費が認められているので、増税を意味するわけではないとしている。

3.2 累進税率表の改正

2011年度の税制改正をまとめる作業において、政府作業チームは、「累次の改正により累進緩和や各種控除の拡充が行われてきました。(中略)所得再分配機能と財源調達機能が大きく低下しています。格差社会に対応するためにも、累進構造を基本とする所得税については、(中略)所得再分配機能等を回復するための改革を進める必要があります。」としている¹²。中曽根内閣以降の税制改正は税率構造のフラット化であり、これが所得税のもつ再分配機能と財源調達機能を下げている¹³。また90年代後半から格差社会が注目され、これに所得税が対応すべきであるという考え方である。

内閣府は『経済財政白書(2009年)』において所得格差問題について言及している。そこでは日本は、所得再分配後のジニ係数はOECDの中で平均ぐらいとなっている¹⁴。『経済財政白書(2009年)』によると、再分配機能の主力が社会保障であることは、多くの国で見られることであるが、税による再分配機能はOECDの中で最低である。図4は、『経済財政白書(2009年)』に掲載されている図である。所得税だけの再分配効果ではないが、80年代後半から2002年にかけて税による再分配効果は下がっていることがわかる。しかし一方で、社会保障による再分配効果は高まっていることもわかる。



出所：内閣府(2009) p.240より抜粋

図4 税と社会保障による再分配効果

呉(2009)は、抜本的税制改革以降の税制改革による再分配効果を計測している¹⁵。呉(2009)は、改革の潮流であった累進税率表のフラット化は、課税後のジニ係数におよぼ

¹² 第5回社会保障・税一体改革作業チーム資料(2011年12月20日) p.3、5行目から引用。

¹³ 西沢(2011)が指摘するように税収減の主要因は、制度改正ではなく、課税ベースの落ち込みであるという見方も存在する(西沢(2011)、p.121参照)。

¹⁴ OECD加盟国21ヶ国の中で上から8番目にジニ係数が高い。

¹⁵ 制度改正による再分配効果への影響を分析したものとして、望月・野村・深江(2010)があげられる。

す影響はそれほど大きくなかったとしている。また呉（2009）は、格差拡大の要因が単身世帯や高齢者世帯の増加にあるのであれば、納税者の多くを占める給与所得者に対する所得税の累進強化によって格差是正に直結しないと述べている。

林（2011）は、再分配効果の低下が累進構造の緩和という効果に現れるのは、1995年の税率改正であるとしている。これは、改正によって「平均給与収入額の二倍程度を持つサラリーマンも限界税率が20%までで収まるようになった。」からであるとしている¹⁶。また、80年代は課税前の不平等度が小さいが、税の再分配効果が現在よりも高いことを指摘し、「現在は一般的な所得税全体の負担構造を見直す必要がある。」と述べ¹⁷、具体的には、「所得税本来の税収確保の機能を高め、すべての給与者の中での不平等を縮小するという意味での再分配効果を高める必要がある。具体的には、平均以上の給与収入を持つ納税者の負担を引き上げること」を提言している¹⁸。

本稿においての試案としては、最高税率の引き上げをさけ、なるべく低所得層における増税をさけながらも再分配効果を得るような制度設計を考えている。

3.3 独自試案の制度設計

本節では、給与所得控除の抜本的な見直しと所得税の税率表改正を組み合わせた試案を示す。給与所得控除については、定額控除と比例控除を組み合わせたものに簡素化すべきだという議論がなされてきた。本節では、給与所得控除を定額控除65万円と給与収入の10%の合計額とすることにした。ただし、給与所得控除の金額は2012年度の税制改正大綱と同様に245万円を上限とする¹⁹。

¹⁶ 林（2011）第4章、p.90、2行目から引用。

¹⁷ 林（2011）第4章、p.90、12行目から引用。

¹⁸ 林（2011）第4章、p.92、10行目から引用。

¹⁹ ただし、上限に到達する給与収入は、2011年度税制大綱が1,500万円となっているのに対して、本稿の試案では1,800万円となる。

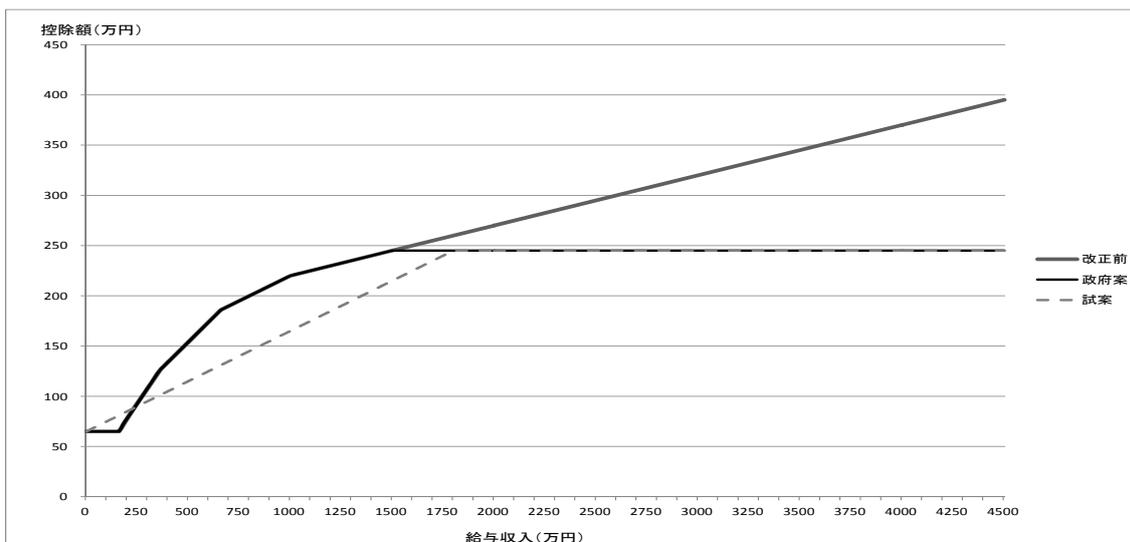


図 5 給与所得控除改正の影響

図 5は、本稿の独自試算と現行、政府案における給与所得控除の金額を比較したものである。現行の給与所得控除は、給与収入の上昇につれて、控除率が段階的に削減されていることがわかる。それに対して、政府案は給与収入が 1,500 万円になると、給与所得控除が上限の 245 万円に達することだけが現行制度と異なる点だ。本稿の独自試算では、年収 235 万円までの低所得層は現行制度よりもわずかに給与所得控除の金額が増えることになる。年収 235 万円を超えるとすべての所得階層にとって、給与所得控除の金額が削減されることになる。

表 4 累進税率表

2011 年度税制		政府案		試算	
課税所得区分	限界税率	課税所得区分	限界税率	課税所得区分	限界税率
－195 万円	5%	－195 万円	5%	－250 万円	5%
195－330 万円	10%	195－330 万円	10%	250－350 万円	10%
330－695 万円	20%	330－695 万円	20%	350－600 万円	20%
695－900 万円	23%	695－900 万円	23%	600－900 万円	25%
900－1800 万円	33%	900－1800 万円	33%	900－1300 万円	35%
1800 万円－	40%	1800－5000 万円	40%	1300 万円－	40%
		5000 万円－	45%		

2012年度税制改正大綱のような給与所得控除の改正は、中堅所得層の所得税負担を増大させることにつながる。日本の所得税は、諸外国と比較するとそれほど重くないとは言われているものの、過度な増税は改革の実現性を低めることになる。そこで給与所得控除の改正にあわせて、所得税の税率表の改正も組み合わせることとした。表4は、現行税制(2011年)、社会保障・税の一体改革で提案された最高税率の引き上げ案、本稿での独自試算をまとめたものだ。政府案は現行の税率表に課税所得5,000万円超に最高税率45%を加えたものである。これに対して独自試算は最低税率が適用される課税所得区分を195万円から250万円まで引き上げている。10%の限界税率が適用される課税所得も330万円から350万円まで引き上げている。これらは低所得層にとっては所得税負担を減少させることになる。一方、20%の限界税率が適用される課税所得区分は695万円から600万円まで引き下げている。23%と33%の限界税率は、それぞれ25%と35%に引き上げている。40%の限界税率が適用される課税所得区分は1,800万円から1,300万円まで引き下げている。これらは、高所得層の所得税負担を増加させることになる。

4. 所得税改革のシミュレーション

本節では、所得税改革のシミュレーションの方法について述べる。本稿では、ミクロレベルにおける負担への影響と、その結果としてマクロレベルにおける税収への影響をシミュレーション分析によって明らかにしたい。

これまでも税制改革のシミュレーション分析は多数おこなわれている。ミクロレベルで所得税改革の影響を分析したものとして、林(1995)、橋本(1997)、呉(2009)などがあげられる。これらは家計データを用いて所得税制改正をシミュレーションすることによって、累進度の変化や再分配効果を計測している。本稿における分析手法もこの研究の流れに沿っている。マクロレベルで所得税の税収予測をおこなっている研究としては、税収弾性値を推計する方法と租税関数を推計する方法とが存在する。前者には、吉野・羽方(2006)、北浦・長嶋(2007)などがある。後者には、橋本・前川(2001)、呉(2007)がある。本稿で利用している分析手法は後者に属する。以下では、本稿における分析手法を具体的に述べる。

4.1 シミュレーションの方法

(家計負担)

税制改革が家計負担に与える影響を計測する際に利用したデータは『家計調査年報（平成 22 年）』「第 2-4 表 世帯主の定期収入階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）」である。世帯主の勤め先収入を給与収入とし、給与所得控除を計算した。データには、世帯人員が掲載されているが、年少扶養控除が対象となる年齢の人員を抽出できないことから、所得控除は社会保険料控除、基礎控除、配偶者控除のみを考慮することにした²⁰。表 5 は『家計調査年報』に記載されている所得データをまとめている²¹。表 5 を利用することで、所得税改革が家計負担に及ぼす影響をシミュレーションすることが可能になる。

表 5 家計負担の所得データ

[単位：万円]

収入階級	0-120	120-180	180-240	240-300	300-360	360-420	420-480	480-540	540-600	600-660	660-720	720-780	780-840
世帯分布	791	522	652	924	1175	1194	1101	990	802	659	401	245	155
勤め先収入	51.3	159.1	222.3	298.3	375.5	447.5	537.6	613.1	697.0	773.8	855.5	926.6	1017.0

出所：『家計調査年報（平成 21 年）』「第 2-4 表」より作成

(税収推計)

所得税の税収推計は、源泉徴収分と申告分に分けて考えた。源泉徴収分の推計には、国税庁『民間給与実態統計調査結果（税務統計から見た民間給与の実態）』（以降、『民間給与の実態』とする。）の平成 21 年分「第 17 表 給与階級別の諸控除（合計）」「年末調整を行った 1 年を通じて勤務した給与所得者」「納税者」を使用した。

なお、本稿のような税務統計を利用した税収推計にあたっては、『民間給与の実態』が、給与所得者のうち確定申告をおこなったものを含んでいないことに注意する必要がある。

『民間給与の実態』の「表 17 表」には、給与階級別の給与所得者数、給与額と各種所得控除額やその利用者数が掲載されている。全体の給与額を給与所得者数で割ることで、給与階級別の 1 人あたりの給与収入が計算される。具体的な方法は以下の通りである。表 6 は、本稿で給与階級別の給与収入の算出に利用したデータである²²。例えば、給与階級 200

²⁰ 社会保険料控除の計算式は財務省が給与所得者の所得税負担額を計算する際に用いる速算表を利用した。詳細は脚注 3 を参照。

²¹ 表 5 において収入階級データは『家計調査年報』に記載されている各階級の範囲データに 12 を乗じて万円化している。例えば、収入階級第 2 階級は、元データでは、100,000 円～149,999 円であるが、12 を乗じて年収化（単位は万円）させており、階級としては、120 万円～180 万円と表示している

²² 表 5 において、1 人あたり給与額を除いては『民間給与の実態』の元データである。

万円以下には、410万6626人、給与額が6兆4171億6300万円と掲載されているので、1人あたりの給与収入は156.3万円と計算される。同様の手続きを2,000万円以下までおこなうことで、給与階級別の給与収入が計算される。

給与階級別の各種所得控除額を階級別の給与所得者数で割ることで、給与階級別1人あたりの所得控除額が計算される。具体的には以下のような計算によって控除額を計算している。例として配偶者控除額の計算をあげる。『民間給与の実態』の「第17表」には、給与階級別の人数と各種控除（例としては配偶者控除）の対象者数や控除額合計額が記載されている。表7と表8は配偶者控除の対象者の内訳を表している。

表6 階級別の給与収入分布

	給与階級区分	給与所得者数	給与額	1人あたり 給与額
		人	百万円	万円
納 税 者	100万円以下	0	-	0.0
	200 //	4,106,626	6,417,163	156.3
	300 //	6,574,470	16,639,857	253.1
	400 //	7,080,344	24,717,051	349.1
	500 //	5,361,090	23,950,044	446.7
	600 //	3,459,500	18,982,428	548.7
	700 //	2,180,460	14,104,455	646.9
	800 //	1,571,158	11,720,272	746.0
	900 //	1,092,755	9,258,700	847.3
	1,000 //	678,875	6,435,269	947.9
	1,500 //	1,230,781	14,497,638	1,177.9
	2,000 //	224,957	3,840,202	1,707.1
	計	33,561,016	150,563,077	448.6

出所：国税庁『税務統計から見た民間給与の実態（平成21年）』「第17表：

給与階級別の諸控除（合計）」より作成

表 7 配偶者控除利用データ (1)

納税者	給与階級区分	給与と所得者数 人 (A)	控除対象 配偶者数 ①	うち一般控除対象配偶者数							
				一般	一般配偶者 控除利用割合	障害者	障害者配偶者 控除利用割合	同居特別 障害者	同居特別障害者 配偶者控除利用割合	非同居特 別障害者	非同居特別障害者 配偶者控除利用割合
				(B)	(B) / (A)	(C)	(C) / (A)	(D)	(D) / (A)	(E)	(E) / (A)
	100万円以下	0	0	0	0.0000	0	0	0	0.0000	0	0.00000
	200 "	4,106,626	126700	116050	0.0283	966	0.0002	0	0.0000	0	0.00000
	300 "	6,574,470	653760	612082	0.0931	7225	0.0011	2918	0.0004	0	0.00000
	400 "	7,080,344	1265078	1227453	0.1734	13424	0.0019	3326	0.0005	116	0.00002
	500 "	5,361,090	1474653	1447879	0.2701	12952	0.0024	1670	0.0003	0	0.00000
	600 "	3,459,500	1245482	1224735	0.3540	8267	0.0024	6190	0.0018	678	0.00020
	700 "	2,180,460	964833	953231	0.4372	5337	0.0024	2455	0.0011	0	0.00000
	800 "	1,571,158	801769	789094	0.5022	4883	0.0031	2849	0.0018	0	0.00000
	900 "	1,092,755	613606	604117	0.5528	3991	0.0037	2586	0.0024	13	0.00001
	1,000 "	678,875	406313	399663	0.5887	3656	0.0054	1643	0.0024	0	0.00000
	1,500 "	1,230,781	766509	755167	0.6136	4035	0.0033	1180	0.0010	339	0.00028
	2,000 "	224,957	130434	128953	0.5732	306	0.0014	826	0.0037	0	0.00000
	計	33,561,016	8449137	8258424	0.2461	65042	0.0019	25643	0.0008	1146	0.00003

出所：国税庁『税務統計から見た民間給与の実態（平成 21 年）』「第 17 表：給与階級別の諸控除（合計）」より作成

表 8 配偶者控除利用データ (2)

納税者	給与階級区分	給与と所得者数 人 (A)	控除対象 配偶者数 ①	うち老人控除対象配偶者数							
				一般	一般配偶者 控除利用割合	障害者	障害者配偶者 控除利用割合	同居特別 障害者	同居特別障害者 配偶者控除利用割合	非同居特 別障害者	非同居特別障害者 配偶者控除利用割合
				(B)	(B) / (A)	(C)	(C) / (A)	(D)	(D) / (A)	(E)	(E) / (A)
	100万円以下	0	0	0	0.0000	0	0	0	0.000000	0	0.0000
	200 "	4,106,626	126700	9684	0.0024	0	0.0000	0	0.000000	0	0.0000
	300 "	6,574,470	653760	30072	0.0046	947	0.0001	516	0.000078	0	0.0000
	400 "	7,080,344	1265078	19128	0.0027	1016	0.0001	615	0.000087	0	0.0000
	500 "	5,361,090	1474653	10322	0.0019	1491	0.0003	339	0.000063	0	0.0000
	600 "	3,459,500	1245482	4539	0.0013	1073	0.0003	0	0.000000	0	0.0000
	700 "	2,180,460	964833	2238	0.0010	0	0.0000	0	0.000000	1572	0.7024
	800 "	1,571,158	801769	4419	0.0028	0	0.0000	0	0.000000	524	0.1186
	900 "	1,092,755	613606	1603	0.0015	352	0.0003	944	0.000864	0	0.0000
	1,000 "	678,875	406313	1351	0.0020	0	0.0000	0	0.000000	0	0.0000
	1,500 "	1,230,781	766509	5691	0.0046	97	0.0001	0	0.000000	0	0.0000
	2,000 "	224,957	130434	349	0.0016	0	0.0000	0	0.000000	0	0.0000
	計	33,561,016	8449137	89396	0.0027	4976	0.0001	2414	0.000072	2096	0.0234

出所：国税庁『税務統計から見た民間給与の実態（平成 21 年）』「第 17 表：給与階級別の諸控除（合計）」より作成

表 7と表 8には、彼らがどれだけ配偶者控除を利用したかという対象配偶者数が掲載されている。配偶者控除は、所得税の直接税の性格である個人の状況を考慮できる点から、一般控除対象者と 70 歳以上の老人控除対象者に分けられ、さらにそれぞれは、「一般」「障害者」に分けられ、「障害者」は「同居特別障害者」「非同居特別配偶者」に分割されている。老人控除対象者は一般控除対象者に 10 万円加算される。例えば、配偶者の年齢が 70 歳以上の場合、一般配偶者控除額は、通常の 38 万円に 10 万円を加算した 48 万円となる。各種の配偶者控除額は表 9をまとめられている。

表 9 種類別の配偶者控除額

種類	控除額	
	一般控除対象者	老人控除対象者
一般	38 万円	48 万円
障害者	65 万円	75 万円
同居特別障害者	113 万円	123 万円
非同居特別障害者	78 万円	88 万円

ここでは給与階級 600 万円以下に絞って説明する。表 7あるいは表 8によると、給与階級 600 万円以下に属する納税者数は、345 万 9,500 人である（これを (A) とする。）。表 7によると、彼らは全体として、一般控除対象者であり、一般配偶者控除（38 万円）を 122 万 4735 人利用している（これを (B) とする。）。(B) を (A) で割ると、給与階級 600 万円以下に属する納税者 1 人あたりの一般控除対象者であり、一般配偶者控除の利用割合が計算され、この値は 0.3540 となる。一般配偶者控除の利用割合にその控除額である 38 万円を乗じると、13.5 万円という控除額を得ることができる。同様に、一般控除対象者であり、障害者配偶者控除（65 万円）を 8,267 人利用している（これを (C) とする。）。(C) を (A) で割ると、この値は 0.0024 となる。この利用割合にその控除額である 65 万円を乗じると、0.16 万円という控除額を得ることができる。このような作業を同居特別障害者と非同居特別障害者にも適用させる。以上は表 7を用いた作業であり、これを表 8を用いて追加的な作業を行うと、給与収入 600 万円以下に属する納税者の 1 人あたりの配偶者控除額が 13.9 万円と計算される。

以上は、配偶者控除についての計算例である。この他に利用割合に各種控除額を乗じることで、扶養控除と本人控除を算出する²³。

社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除（生保一般分、個人年金分）、地震保険料控除、配偶者特別控除、住宅借入金等特別控除は、給与階級別の全体の控除額が掲載されている。ここでは、社会保険料控除額について説明する。表 10は社会保険料控除についての計算結果である。

『民間給与の実態』を用いて以上の作業をすることによって、給与所得税の源泉所得税

²³ 扶養控除額を計算する場合でも、一般と障害者に大きくわかれ、一般は一般、特定、老人の 3 つにわかれ、障害者は同居特別と非同居特別の 2 つにわかれている。

分の課税所得が計算され、所得税改正のシミュレーションによる税収額が予測することができる。

表 10 社会保険料控除額の利用状況

	給与階級区分	給与所得者数 人	社会保険料控除		
			人 員	金 額	1人あたり金額
		(A)	人	百万円 (B)	万円 (B) / (A)
納 税 者	100万円以下	0	0	0	0.0
	200 //	4,106,626	3,086,230	528,235	12.9
	300 //	6,574,470	6,115,518	1,869,374	28.4
	400 //	7,080,344	6,854,871	2,922,559	41.3
	500 //	5,361,090	5,250,382	2,872,425	53.6
	600 //	3,459,500	3,398,266	2,253,175	65.1
	700 //	2,180,460	2,152,497	1,670,557	76.6
	800 //	1,571,158	1,541,791	1,350,020	85.9
	900 //	1,092,755	1,073,758	1,035,885	94.8
	1,000 //	678,875	663,696	689,918	101.6
	1,500 //	1,230,781	1,172,949	1,339,079	108.8
	2,000 //	224,957	214,638	260,625	115.9
	計	33,561,016	31,524,596	16,791,853	50.0

出所：国税庁『税務統計から見た民間給与の実態（平成 21 年）』「第 17 表：給与階級別の諸控除（合計）」より作成

申告分の推計には、国税庁『申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）』（以下、『申告所得税の実態』を参照。）の平成 21 年分「第 2 表 所得種類別表（合計）」の所得金額の内訳の「合計・事業所得者に属する給与所得」を利用した。これは給与所得分の推計に利用した。本稿では給与所得控除の改正と税率表の改正の組み合わせを考えている。給与所得分の推計には、給与所得控除の改正と税率表の改正の双方が影響を受けることになる。一方、給与所得以外は、給与所得控除の改正の影響は受けず、税率表の改正のみを受けることになる。給与所得者以外の部分の推計には、合計所得者のデータから給与所得者のデータを取り除いたデータを使用した。したがって、申告所得税の税収推計は、「給与所得者」と「給与所得以外」にわけて計算することになる。

給与所得者については、「第 2 表所得種類別表（続）」に掲載されている「給与所得者」の「所得金額の内訳（その 2）：給与所得」を利用した。ところが給与所得のデータだけで

は、給与所得控除改正の影響をみることができないために、本稿では給与所得のデータから給与収入のデータを逆算した。具体的には、給与所得は給与収入から給与所得控除を引いた額である。給与所得控除は給与収入に応じて決定される（表 11参照）。データには給与収入額が記載されているので、給与収入が逆算によってもとめることができる。データによって逆算した結果は、表 12にまとめられている。

表 11 給与所得控除の決定式

給与収入	給与所得控除
162.5 万円以下	65 万円
162.5 万円超から 180 万円以下	給与収入×40%
180 万円超から 360 万円以下	給与収入×30% + 18 万円
360 万円超から 660 万円以下	給与収入×20% + 54 万円
660 万円超から 1,000 万円以下	給与収入×10% + 120 万円
1,000 万円超	給与収入×5% + 170 万円

各種所得控除については、「第 3 表所得控除表」に掲載されている各種控除額の合計あるいは、控除利用者割合を所得階級別の給与所得者の人員で割ることでとめた。各種控除額の合計を人員で割ることで、1 人あたりの平均控除額としてもとめた控除は、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除(一般)、生命保険料控除(個人年金)、地震保険料控除、寄附金控除、配偶者特別控除、基礎控除である。控除利用者割合を利用して、控除額を乗じることによって求めたものは、障害者等控除²⁴、配偶者控除²⁵、扶養控除²⁶である。データの例として、1 人あたりの医療費控除額の計算結果を表 13 にまとめている。なお、表の結果において 1 人あたり医療費控除額以外のデータは『申告所得税の実態』のデータである。

²⁴ 障害者控除には、それぞれ特別障害者数、障害者数、特定寡婦数、寡婦数、寡夫数が記載されている。

²⁵ 配偶者控除には、一般配偶者数、同居特別障害配偶者数、老人配偶者数、老人同居特別障害者数が記載されている。

²⁶ 扶養控除については、一般扶養親族数（同居特別障害者数は別に記載）、特定扶養親族数（同居特別障害者数は別に記載）、同居老親等親族数（同居特別障害者数は別に記載）、同居老親等以外の老人扶養親族数（同居特別障害者数は別に記載）が記載されている。

表 12 給与所得階級別の収入データ

所得階級	給与所得者数	給与所得	1人あたり	逆算給与収入
	人員	百万円	給与所得 万円	万円
70万円以下	46,021	34,369	75	140
100万円 "	69,535	54,187	78	143
150万円 "	190,545	213,900	112	185
200万円 "	230,329	334,216	145	233
250万円 "	210,642	374,328	178	280
300万円 "	174,532	373,634	214	331
400万円 "	273,381	750,367	274	410
500万円 "	212,352	767,072	361	519
600万円 "	171,718	780,099	454	635
700万円 "	144,718	791,018	547	741
800万円 "	111,484	704,735	632	835
1,000万円 "	148,780	1,121,663	754	971
1,200万円 "	99,063	929,633	938	1,166
1,500万円 "	99,213	1,159,177	1,168	1,408
2,000万円 "	92,457	1,402,298	1,517	1,776
3,000万円 "	65,298	1,377,725	2,110	2,440
5,000万円 "	36,251	1,188,893	3,280	3,632
1億円 "	14,357	823,624	5,737	6,218
2億円 "	2,613	297,054	11,368	12,145
5億円 "	543	128,901	23,739	25,167
10億円 "	70	39,558	56,511	59,664
20億円 "	21	24,000	114,286	120,480
50億円 "	3	6,762	225,400	237,442
100億円 "	0	0	0	0
100億円超	0	0	0	0

出所：『申告所得税の実態』（平成 21 年）「第 2 表所得種類別表（続）」より作成

表 13 1人あたり医療費控除

所得階級	給与所得者数 人員	1人あたり	医療費控除額
		医療費控除額 万円	医療費控除額 百万円
70万円以下	46,021	0.58	267
100万円 "	69,535	0.82	571
150万円 "	190,545	1.18	2,255
200万円 "	230,329	1.84	4,238
250万円 "	210,642	2.41	5,081
300万円 "	174,532	3.05	5,331
400万円 "	273,381	3.68	10,062
500万円 "	212,352	4.50	9,550
600万円 "	171,718	4.95	8,503
700万円 "	144,718	5.47	7,914
800万円 "	111,484	6.23	6,942
1,000万円 "	148,780	7.23	10,761
1,200万円 "	99,063	8.38	8,304
1,500万円 "	99,213	9.39	9,317
2,000万円 "	92,457	10.79	9,978
3,000万円 "	65,298	13.59	8,873
5,000万円 "	36,251	16.92	6,132
1億円 "	14,357	21.56	3,095
2億円 "	2,613	27.82	727
5億円 "	543	30.20	164
10億円 "	70	40.00	28
20億円 "	21	14.29	3
50億円 "	3	0.00	0
100億円 "	0	0.00	0
100億円超	0	0.00	0

出所：『申告所得税の実態』（平成 21 年）「第 3 表所得控除表」より作成

以上の手続きによって、階級別の一人当たりの給与収入、所得控除を計算することで、源泉分と同様に、税法に従って階級別の所得税額を求め、階層別の税収額を推計することで、申告分の給与所得者の所得税収が推計できる。

給与所得以外の申告分の税収推計には、『申告所得税の実態』「第1表総括表」を利用した。具体的には、「第1表総括表」には、合計所得、事業所得者、不動産所得者、給与所得者、雑所得者、他の区分に該当しない所得者それぞれの所得階級別の人員と課税所得が掲載されている。合計所得の階級別人員から給与所得の階級別人員を差し引くことで、給与所得以外の階級別人数とした。同様に合計所得の階級別課税所得から給与所得の階級別課税所得を差し引くことで、給与所得以外の階級別課税所得とした。給与所得以外の階級別所得をその人数で割ることによって給与所得以外の所得階級別1人あたりの課税所得を算出し、累進税率表を適用させることによって階級別の1人あたりの税額が計算される。1人あたりの税額に階級別の人数を掛けた値を合計すれば、給与所得以外の申告分の税収額が推計できる。

4.2 分析結果

(家計負担)

表14は、改革試案による定期収入階級別の税負担の変化を示したものである。比較の基準とするために、政府案が実現した場合の税負担も掲載している。以下での政府案とは、復興増税としての所得税の付加税(2.1%)と社会保障・税の一体改革の大綱で示された最高税率の引き上げの組み合わせである。改革試算による税負担の変化は、給与所得控除のみを改正した場合の影響と税率表のみを改正した場合の影響も計測した。

まず、給与所得控除のみ改正した場合の影響からみていこう。本稿で想定した給与所得控除の独自改正案は、定額控除と比例控除を組み合わせたものに給与所得控除を簡素化し、その水準を大幅に引き上げるというものだ。定期収入が235万円未満の低所得層では、図1でみたように現行税制のもとでよりも給与所得控除の金額が多くなる。これらの低所得層は現行税制のもとでは課税最低限以下の世帯となっており、給与所得控除の水準が多くなることで、改革試案のもとでも所得税を課税されることはない。235万円を超える世帯では、給与所得控除の水準の低下により所得税負担が増加する。この所得税負担の増加は、図1でみたように、中間所得層の給与所得控除の削減額が大きいため、中間所得層の方が大きくなっている²⁷。

27 表14の1,320万円超の世帯の平均給与収入は1,799万円であり、改革試案での給与所得控除の上限には達していない。ただし、給与収入が1,800万円を超える高所得層については、給与所得控除の上限に達するために、増税額は大きくなる。

表 14 定期収入階級別の税負担の変化

定期収入階級 (年間:万円)	改正前	政府案		控除:試案 税率:改正前		控除:改正前 税率:試案		試案	
	税負担額	税負担額	増税額	税負担額	増税額	税負担額	増税額	税負担額	増税額
0-120	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
120-180	0.1	0.1	0.0	0.0	-0.1	0.1	0.0	0.0	-0.1
180-240	2.0	2.0	0.0	1.8	-0.1	2.0	0.0	1.8	-0.1
240-300	4.2	4.3	0.1	4.9	0.6	4.2	0.0	4.9	0.6
300-360	6.6	6.8	0.1	8.0	1.3	6.6	0.0	8.0	1.3
360-420	9.2	9.4	0.2	12.0	2.8	9.2	0.0	10.9	1.7
420-480	14.9	15.2	0.3	19.2	4.3	12.3	-2.6	16.4	1.5
480-540	20.2	20.6	0.4	27.1	7.0	17.4	-2.8	22.4	2.3
540-600	29.6	30.2	0.6	40.6	11.0	24.8	-4.8	35.8	6.3
600-660	41.9	42.7	0.9	52.9	11.0	37.1	-4.8	48.1	6.3
660-720	54.9	56.1	1.2	65.9	11.0	50.2	-4.8	61.2	6.3
720-780	66.6	68.0	1.4	77.6	11.0	61.9	-4.8	73.0	6.3
780-840	82.3	84.1	1.7	93.2	10.8	78.9	-3.5	92.4	10.1
840-960	100.3	102.4	2.1	111.6	11.4	100.6	0.3	113.0	12.7
960-1080	114.1	116.5	2.4	124.7	10.6	115.7	1.6	127.2	13.1
1080-1200	146.9	150.0	3.1	159.6	12.7	151.2	4.3	164.7	17.8
1200-1320	144.1	147.1	3.0	156.9	12.9	148.2	4.1	161.9	17.8
1320-	291.6	302.7	11.2	296.6	5.0	307.1	15.5	313.1	21.6

出所：『家計調査年報（総務省）平成 22 年』より作成

このように給与所得控除のみを改正した場合には、中間所得層の増税額が相対的に重くなってしまふ。この中間所得層の増税額を圧縮するために、所得税の税率表は中間所得層に減税となるように設定した。格差是正効果を期待して、高所得層に対しては増税となるように設定している。ただし、政府案のように高所得層の増税は、最高税率の引き上げではなく、現行の最高税率が適用される課税所得区分の引き下げでおこなっている。最高税率の引き上げは、政治的には高所得層への増税のイメージが強いために、改正案として好まれやすい。しかし本稿での試案のように課税所得区分を見直すことで、限界税率を引き上げることなく、高所得層の税負担を増加させることができる。このような方法は、経済学では、限界税率を上げることなく、平均税率を上げることとなり、労働意欲に対する阻害効果が小さくなることとして、知られている。表 14 をみると、改革試案の税率表の改正のみを実施した場合には、中間所得層は減税、高所得層は増税となることが確認できる。

給与所得控除の改正と税率表の改正を組みあせた場合の改革試案のもとでの税負担は、給与収入 235 万円未満の低所得層には影響を与えない。235 万円を超える世帯では、増税額が徐々に増えていくことになる。この増税額は、政府案の増税額よりも大きくなっている。各所得階層の増税額は、大きくなるが日本の所得税負担はバブル崩壊以降、減少して

きており、ある程度の増税はやむを得ないと考えられる。基幹税としての所得税を強化することで、政治的抵抗の大きい消費税率の引き上げ幅を圧縮することも可能になる。

表 15 勤労者世帯 10 分位階級別の税負担の変化

分位	年間収入階級 (万円)	改正前	政府案			控除：試算 税率：改正前		控除：改正前 税率：試算		試算	
		税負担額	税負担額	増税額	税負担額	増税額	税負担額	増税額	税負担額	増税額	
I	- 270	3.9	4.0	0.1	3.8	-0.1	0.0	-3.9	3.8	-0.1	
II	270 - 354	4.2	4.2	0.1	4.8	0.6	0.1	-4.0	4.8	0.6	
III	354 - 424	5.7	5.8	0.1	6.9	1.1	2.0	-3.8	6.9	1.1	
IV	424 - 493	7.8	8.0	0.2	9.3	1.5	4.2	-3.5	9.3	1.5	
V	493 - 566	9.3	9.5	0.2	12.3	3.0	6.6	-2.7	11.0	1.7	
VI	566 - 640	12.9	13.2	0.3	16.9	4.0	9.2	-3.7	14.2	1.2	
VII	640 - 733	18.0	18.3	0.4	22.7	4.7	12.3	-5.6	19.9	2.0	
VIII	733 - 849	25.7	26.3	0.5	36.7	11.0	17.4	-8.3	32.0	6.3	
IX	849 - 1031	44.7	45.6	0.9	55.7	11.0	24.8	-19.9	50.9	6.3	
X	1031 -	84.6	86.4	1.8	95.3	10.7	37.1	-47.5	95.1	10.5	

表 15は、勤労者世帯 10 分位階級別の所得税負担の変化をみたものだ。この表では、各所得階層の分布が均等に調整されているので、増税前の階層別のバランスをみることができる。まず、改革試算のもとで、給与所得控除のみの影響としては、第 I 分位を除くすべての階層で増税となる。改革試算のもとで、税率表の改正のみの影響としてはすべての改正で減税となる。これらの改革を組み合わせると、第 I 分位を除くすべての所得階層で増税となる。この増税額は政府案のもとでよりも大きくなるのがわかる。

最後に改革試算による再分配効果を計測したものが表 16である。この表によると、改正前のジニ係数は 0.2913 であるのに対して、政府案のそれは 0.2909、試算が 0.2896 となっており、いずれも格差が小さくなっていることがわかる。政府案と試算を比べると再分配係数がそれぞれ 0.0465、0.0508 となっており、試算の再分配効果が政府案よりも大きいことがわかる²⁸。

表 16 改革試算による再分配効果

	ジニ係数	再分配係数
課税前	0.3051	
改正前	0.2913	0.0454
政府案	0.2909	0.0465
試算	0.2896	0.0508

28 再分配係数とは、課税前から課税後へジニ係数がどれだけ改善されたかを示す指標であり、(課税前ジニ係数－課税後ジニ係数) / 課税前ジニ係数によって求めることができる。

(税収への影響)

表 17から表 19にかけて本稿におけるシミュレーションによって推計した所得税改正による増収額がまとめられている。本稿が想定した試案のもとでの増収額は、申告分が 2,387 億円、源泉分が 6,576 億円となった。申告分と源泉分を合計した増収額は 8,963 億円となる。政府案のもとでの増収額は、給与所得控除の上限設定が 842 億円、所得税の付加税 2.1% の増収額が 3,150 億円、最高税率引き上げが 1,136 億円、これらの改正を組み合わせた場合が 5,128 億円となる²⁹。

家計負担の分析では、試案は再分配効果が政府案よりも高いことを指摘した。政府案は再分配効果に加えて税収増も期待している。本稿における試案は、政府案よりも税収増が予測できる結果がえられた。

表 17 申告所得税分の税収推計結果 (単位：億円)

	給与所得分		給与所得以外		増収額
	総括表税額	モデル税収	総括表税額	モデル税収	
改正前	24,385	19,065	21,660	26,688	2,609
政府案		20,258		28,103	
試案		20,959		27,181	

表 18 源泉所得税分の税収推計結果 (単位：億円)

	総括表税額	モデル税収	増収額
改正前	50,370	51,120	1,152
政府案		52,272	
試案		57,696	

表 19 増収額まとめ

政府案	3,761 億円
試案	8,963 億円

29 付加税による増収額は、政府税制調査会資料 (2011 年 9 月 16 日資料) から計算した。資料では複数の付加税設定による増収額が示されている。当時、有力とみなされていた 4% の付加税によって 0.6 兆円の増収額が資料に示されている。これにしたがうと、2.1% の付加税の増収額は 3,150 億円と見込まれる。最高税率の引き上げと政府案全体の税収は、独自試算の数字である。なお、個別の増収額を合計した数字は全体の数字とは一致しない。たとえば、給与所得控除が削減されると税率表の改正はより大きな増収効果を生じるし、給与所得控除の削減、税率表の改正で所得税額が増えると、付加税の税額も増えるからだ。

4. むすび

給与所得控除の上限設定と課税所得5,000万円から最高税率を45%に引き上げるという政府の所得税改革案は、高所得層の一部のみを狙い撃ちにしたものである。政府案のもとでは、それほど大きな税収は期待できないし、格差是正効果も小さい。これに対して、本稿では、給与所得控除の抜本的な見直しと税率表の改正による改革試案の組み合わせを提示した。税率表の改正においては、最高税率の引き上げではなく、課税所得区分の見直しを考えた。本稿のシミュレーションからは、このような改革案を実施することで政府案よりも、大きな増収と格差是正効果が得られることがわかった。今回のシミュレーションでは、課税最低限の水準を固定するために、基礎控除は据え置くものとしたが、仮に政府案並の所得税の増収額を確保するだけならば、基礎控除の控除金額の引き下げや給与所得控除の対象所得基準を引き下げることが可能だ。これらの追加的な改革試案の検討については、今後の課題としたい。

【参考文献】

- 呉善充（2007）「国税・地方税収の将来予測－税収弾性値の検証－」『千里山経済学』第40巻第2号.
- 呉善充（2009）「税制の再分配効果について」『千里山経済学』第42巻第1号,pp.1-22.
- 北浦修敏・長嶋拓人（2007）「税収動向と税収弾性値に関する分析」,KIER DISCUSSION PAPER SERIES, Discussion Paper, No.0606.
- 谷川喜美江（2002）「給与所得控除に関する理論的検証」『千葉商大論叢』第40巻第3号,pp.193-221.
- 内閣府（2009）『経済財政白書』.
- 西沢和彦（2011）『税と社会保障の抜本改革』日本経済新聞社.
- 橋本恭之・呉善充（2008）「所得税改革の論点」『国際税制研究』NO.20, pp.35-44.
- 橋本恭之（1997）「税制改革と家計間負担配分」『税制改革の応用一般均衡分析』関西大学出版部,第1章所収,pp.3-30.
- 橋本恭之・前川聡子（2001）「地方税源充実に向けて」本間正明・齊藤慎『地方財政改革』第5章所収,有斐閣.
- 吉野直行・羽方康恵(2007)「税の所得弾力性の変化とそのマクロ経済への影響に関する実

- 証分析」日本財政学会編『財政研究』第3巻所収.
- 林宏昭（1995）「所得税の垂直的公平—累進度の計測」『租税政策の計量分析』日本評論社,
第1章所収,pp.17-38.
- 林宏昭（2011）『税と格差社会』日本経済新聞出版社.
- 林宏昭（2002）『どう臨む、財政危機下の税制改革』清文社.
- 藤田晴（1992）「給与所得の課税」『所得税の基礎理論』中央経済社,第5章所収,pp.104-132.
- 望月正光・野村容康・深江敬志（2010）『所得税の実証分析』「申告所得税における所得者
別・所得階層別の再分配効果」第3章所収,pp.65-99.